平成２４年（フ）第２７１号
香川県高松市屋島西町1464番地　プラザビル301号室
債務者　福家　幸治
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２０号
香川県坂出市谷町２丁目５番18号
債務者　矢野　美樹（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０５８号
千葉県市川市大和田２丁目６番19号
債務者　蛇石　捷男
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８９号
千葉市中央区神明町205番地１マックスタワーレジデンス403号
債務者　須田小菜枝（旧姓渡邉・高野）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１１号
千葉市中央区末広２丁目13番１号　末広ハイツ406号
債務者　堤　　郁夫
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１２号
千葉市中央区末広２丁目13番１号　末広ハイツ406号
債務者　堤　　明美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４６号
千葉県市川市市川南３丁目１番５―703号
富士ハイホーム
債務者　青木　一雄
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５５号
千葉市稲毛区山王町278番地５　プロミネンスハイツ２号棟105号
債務者　齋藤三樹夫
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６８号
千葉市中央区葛城３丁目10番22号
債務者　鈴木　一夫
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７４号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟210号
債務者　廣瀬　勝美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９４号
千葉市花見川区検見川町１丁目725番地３
債務者　重盛　　治
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９５号
千葉市花見川区検見川町１丁目725番地３
債務者　重盛　希恵
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９２号
岐阜市竜田町８丁目９番地２
債務者　市橋　嘉明
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７４号
長崎県長崎市多以良町273番地
債務者　山中　和良
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
長崎県長崎市滑石１丁目30番14号
債務者　南部　篤則
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町麦谷触223番地１
債務者　山川　敏史
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第１６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町麦谷触223番地１
債務者　山川　　香
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第３８４号
大分市金池南２丁目４番１号
債務者　西村こと　姜　　泰樹
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係